

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象に、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度です。

対象児童	0歳6か月～満3歳未満で保育所等に通っていないこども
対象者の認定	居住する市町村による認定の仕組み ※利用者から申請が必要
利用時間	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用
利用料	こども1人につき1時間300円程度（事業所が徴収することを想定）
利用方法（契約）・ 予約方法	定期利用及び自由利用、事業所との直接契約を想定 ※国が整備する予約システムを活用することを基本とします。 ※市町村は、システムを活用し、利用状況の把握ができ、支援が必要な家庭を把握することが可能となります。
実施場所	保育所、認定こども園、小規模保育事業所 等 ※本市の認可が必要となります。

2 本市における乳児等通園支援事業の実施について

事業を実施するためには、設備や運営に関する基準について、国の定めた「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）」をもとに、本市が条例で定めることが必要となります。なお、この条例は、内閣府令が定める従うべき基準と参酌すべき基準の区分に従い、定めることとなります。詳細な運用等に関しては、別途定める規則や実施要綱等で定めることになります。

3 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（案）について

(1) 条例で定める基準の事項

条例で定める基準は、児童福祉法第34条の16第2項に基づき、次の2つに分類されます。

従うべき基準	参酌すべき基準
条例の内容を直接的に拘束する。必ず適合しなければならない基準である。	参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。
安全計画の策定等、自動車を運行する場合の所在の確認、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの職員の基準、利用乳幼児を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、食事、秘密保持等、 <u>乳児等通園支援事業の区分、設備お</u>	最低基準の目的、最低基準の向上、最低基準と乳児等通園支援事業者、事業者の一般原則、非常災害対策、職員の一般的要件、職員の知識および技能の向上等、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備の基準、衛

よび職員の基準、乳児等通園支援の内容	生管理等、事業所内部の規程、帳簿、苦情への対応、保護者との連絡、電磁的記録
--------------------	---------------------------------------

主な内容（下線の基準事項を一部抜粋）

乳児等通園支援事業の区分	乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。 ①一般型乳児等通園支援事業は、②以外の乳児等通園支援事業をいう。 ②余裕活用型乳児等通園支援事業は、保育所、認定こども園または家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。(以下「保育所等」という。)を行う事業所において、当該施設または事業の利用児童数が利用定員に達しない場合に、その利用定員の範囲内の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。)
設備の基準	①一般型乳児等通園支援事業 【0～1歳児】乳児室：1.65 m²/人 又は ほふく室：3.3 m²/人 【2歳児以上】乳児等通園支援室 又は 遊戯室：1.98 m²/人 ②余裕活用型乳児等通園支援事業は、各施設の基準を遵守する。
職員の基準	【0歳児】3：1 【1、2歳児】6：1 ①一般型乳児等通園支援事業は、保育所等の利用定員以外に定員を定める。 ・乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち保育士を1／2以上 ・保育士以外の保育従事者は、研修(子育て支援員研修または家庭的保育者基礎研修と同等の研修)を修了した者 ②余裕活用型乳児等通園支援事業は、各施設の基準を遵守する。

(2) 条例案の考え方

条例の制定においては、地域の実情に応じて国と異なる基準とする合理的な理由はないことから、次に掲げる独自規定に係る部分を除き、国の基準と同様とすることを検討しています。

項目	内容	市独自基準とする理由
暴力団の排除	乳児等通園支援事業者が加東市における暴力団の排除の推進に関する条例に定める暴力団員等でないことを求める。	暴力団等の参入・影響を排除し、安心して利用できる環境を整備するため

4 今後のスケジュール

本市におきましては、「(仮称) 加東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の施行後、運営事業者の公募・選定や事業の認可に係る事務を行うとともに、利用

認定等、国の発出する通知等に基づきながら、令和８年度の本格実施に向け準備を進めていきます。

＜今後のスケジュール（予定）＞

令和７年　９月　・「(仮称) 加東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定議案の上程

10月～・運営事業者の公募・選定及び事業の認可に係る事務（～令和８年３月）

令和８年　１月～・事業の周知

令和８年　２月～・利用認定に係る事務

令和８年　４月　・本格実施